

W01202662号-1

平成18年12月11日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン (有)  
 代表取締役 クリス ウォルタ



## 平成18年度 第2回定期監査 報告書 (その1) 「室」部門の監査結果

### 1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付4-108
監査名	平成18年度 第2回定期監査
監査対象部門	(その1) 安全技術室、品質保証室、業務管理室、経営企画室、広報・地域交流室、考査室
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館 (六ヶ所村)
監査実施日	平成18年11月20日、21日
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン) <input type="text"/> 、 <input type="text"/>

### 2. 平成18年度 第2回 定期監査の視点

#### 2.1 これまでの監査経緯

今回の監査視点を後述するが、先ず、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

##### (1) 第1回定期監査(平成16年度第1回)

日本原燃株式会社殿(以下、JNFLという)の「品質保証体制の確立に係わる改善策(以下、「改善策」という)」が、その実行の規範となる規定文書類に適切に反映されているか否かを評価した。

##### (2) 第2回定期監査(平成16年度第2回)

品質保証室をはじめとする室部門の品質保証活動が、「改善策」を反映した規定文書類の手順に従って的確に実行されているか否かを評価した。

##### (3) 通算第3回定期監査(平成17年度第1回)

上記第2回目の監査で対象とした活動内容が維持・継続・改善されているか否かを観察する中で、それぞれの活動項目におけるPDCAの展開度の確認に注力した。

(4) 通算第4回定期監査（平成17年度第2回）

「改善策」として取り上げられた事項を中心にして、監査項目を任意抽出する態様を取り、品質保証活動のPDCAの展開継続状況の確認を行った。

(5) 通算第5回定期監査（平成18年度第1回）

「改善策」及び「品質システムの基本事項」の中から任意抽出した項目について、品質保証活動のPDCAの展開継続状況を確認するとともに、一部の部門に対しては当該部門が担当する特有業務を抽出して、その開始から終了までの一連の業務実施状況を監査した（プロセス監査）。このプロセス監査は、従来の横糸的な（項目ごとの）監査だけでなく、縦糸的な監査（業務プロセスを対象にした監査）を取り入れたものであり、実際の業務への品質システムの定着状況を評価するうえで有効であった。

## 2.2 平成18年度第2回定期監査(今回)の視点

これまでに実施された5回の定期監査を通じて、「改善策」の実施状況についてはPDCAが一巡し、その過程を通じて、常時の品質保証活動にPDCAを意識する機運が根付きつつあることを観察してきた。また、業務を個人の温度差なく的確に実施するための規正文書類も充実してきた。

こうした背景を踏まえ、今回の監査では表1に示す項目の中から監査対象を選択することとし、監査過程では常に「改善策」を念頭に置くものとした。

表1 実地監査の対象項目と注力点

A	(大小を問わず)何らかの工事発注から検収に至る一連の活動に係るプロセス監査
	注力点： ①仕様書の作成・承認、②発注先からの提出図書のレビューと承認、③文書管理、④製造段階の管理(記録確認、立会など)、⑤不適合管理、⑥検収、⑦関連記録の整備、等
B	何らかの範囲の運転・試運転行為に係るプロセス監査
	注力点： ①実施要領書の策定、②その改正、③管理監督状況、④作業員からの記録、⑤その点検・承認、⑥関連部門との連携、⑦発生したトラブル/不適合(ヒヤリ・ハットを含む)の分析・評価/処置/報告、⑧改善/再発防止への取組み(教育及び小集団活動対応等を含む)、⑨完結段階での記録の整備・保管、⑩規定類の改正要否の検討、等  注：アクティブ試験に関連した活動については本カテゴリーの中で扱い、サブテーマごと(担当部門ごと)に重点的に監査対象とする。
C	何らかの保守・保修活動に係る監査
	注力点： ①実施要領書の策定、②その改正、③外注を使用した場合は管理監督状況、④作業員からの記録、⑤その点検・承認、⑥改善への取組み、⑦終了段階での記録の整備・保管、等  注：アクティブ試験の結果として実施された保修活動(改修活動)については、重点的に監査対象とする。
D	品質保証活動として重要な基本事項に関する監査
	①事業部長レビュー、②教育・訓練(技術・技能認定制度を含む)、③不適合(システム不適合を含む)及び是正処置、④内部監査、⑤調達先監査、⑥品質記録、等

表1におけるA、B、C項は、プロセス監査に属する。各部門の定常業務の流れの一区切りを対象として実地監査を行ない、当該業務を遂行する過程で、各種の規定文書類の定めを適格に適用しているか否かを検証するものであるが、「室」部門に対しては、格好の対象がないので、D項を適用した。

### 3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査に大別され、監査対象部門ごとに2名の監査員で対応した。

文書監査は、意図する品質保証活動の理念や実行手順が規定文書類に適切に織り込まれていることを確認するものである。これまでの定期監査の過程で既に多くの規定文書類を文書監査対象にしてきたので、被監査部署に新規制定又は改正された規定文書類（規程、要則、要領、細則、マニュアル類）がある場合のみ紹介を受けることとした。

実地監査は、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、監査対象部門に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示を求めると共に、説明を求めた。説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。この態様は従来の定期監査と同様である。

### 4. 評価の基準

■文書監査では、次のいずれかを基準とした。

- ① 品質保証活動への要求事項として策定された「改善策」\*  
\*：「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書(改訂)」の添付17に示される「品質保証体制の改善策の具体的内容」
- ② JEAC 4111-2003
- ③ 監査対象としている社内規定の上位規定及び関連規定類

■実地監査では、品質保証に係る活動の実行状況の適切性を確認するという目的に照らして、当該実行行為を律している規定文書類の最新版を監査基準とした。

### 5. 監査結果の評価表示

監査結果は下記の区分で表示することとした。部門ごとの監査事項が複数であり総合所見が「良好」という判定であっても、該当する事項が観察された場合には提起してある。

区分	定義
指摘事項	要求事項が実践・実行されていない事項。不適合であり是正が必須。
観察事項	規定文書類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その実践・実行の程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	規定文書類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。 提言事項の採否は、受審者の任意でよい。

## 6. 監査結果

「室」の各部署に対する監査結果の詳細を添付—1に記載した。監査の日程と出席者を添付—2に示す。

「室」部門に対する総括所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。なお、全社対象の総括については「全体総括編（W01202662号-0）」を参照していただきたい。

### ① 「指摘事項」及び「観察事項」は観察されない。

サンプリング方式を適用するという態様にて提示を求めた規定文書類及び帳票・記録等を閲覧しつつ説明を受けた範囲では、このたび監査対象としたいずれの部門にも「指摘事項」及び「観察事項」は観察されなかった。すなわち、決めたルールを決めた通りに守りつつ業務が遂行されている状況が、前回の監査時点以降も維持・継続されていると見なせる。

### ② 「改善策」及び「品質保証に係る活動」のPDCAの展開が維持・継続されている。

これまでの定期監査において、「改善策」及び「品質保証に係る活動」のPDCAの展開状況について継続的な監査を実施してきた。「室」部門の全体として、品質システムは良好に機能していると判断する。

#### 1) トップマネジメントによる品質保証の徹底

品質目標の設定とフォロー、ならびに、マネジメントレビューに係る仕組みについてはPDCAが良好に展開しており、確実な維持・継続がなされていることを前回までの監査で確認していることから、今回の監査では重点対象にはしていない。

トップマネジメントが関与する各種の会議体に関しては、規定に従った活動が適切に実施されていることを確認した。

また、内部監査において「対外発出文書を対象としたセルフチェックの仕組み」の実施状況を監査対象とするようにとの、トップマネジメントからの指示が行われるなど、品質保証体制の維持・向上に高い関心が持たれていることを確認した。

#### 2) 協力会社を含めた品質保証活動の徹底

協力会社との各階層レベルでの会議体等を通じた双方向コミュニケーションの確立、企業倫理相談窓口「ダイレクトライン」の活動等に係るPDCAの展開が有効に維持・継続されていることを確認した。

#### 3) 積極的な広報活動の推進

これまでの地道な活動の成果として、アクティブ試験時に発生した事象に関して正確な情報が速やかに発信され、JNFLの業務活動が正確に社会に理解されつつあると感じる。

### ③ 全社大の教育システムが具体的に展開を始めている。

平成17年11月に教育の基本理念と基本方策を示した「教育規程」が制定され、全社大の教育についての方針が明確にされた。この基本方針のもと、社員の教育履歴を把握し今後の教育・研修の方向を検討するためのツールとして、教育履歴管理システムが導入され、全社大に展開されつつある。歴史の異なる各事業部の教育システムを一本化する意義は大きい反面、短絡的なシステム構築を行うと運用で混乱することを銘記の上、精力的な推進活動が継続されることを期待したい。

④ 前回の定期監査での「提言事項」が前向きにフォローされている。

前回の定期監査で提起した「提言事項」は採否任意の位置づけであったが、全項目が前向きに捉えられ、改善策が検討されていた。その対応に敬意を表したい。コメントに対する強制感によるものではなく、納得づくでの改善として策定され、業務に生かしていただけるとすれば幸いである。

⑤ 小集団活動が展開されている。

ボトムアップ型品質システム向上を志向する「小集団活動」が全社大で展開されている。テーマは「ヒューマンエラー防止」であり、品質保証室と経営企画室が合同で推進部門として機能している。今後とも実のある活動として定着させるには、①全組織部門の参画意識をいかに持たせるか、②一過性でない活動に相応しいテーマをいかに企画していくか、③成果の有効活用状況を参画した組織に示しえるか、がポイントであろう。推進窓口部門が継続的役割りを発揮していくことを期待したい。

以上

「室」部門に関する監査結果  
(部門別の詳細版)

部門別の監査結果 (「室」部門 No. 1)

被監査部門	安全技術室 安全計画 G	備考
監査実施日	平成 18 年 11 月 20 日	(参照規定類、等)
(実地監査)		
<p><b>1. 前回の提言事項のフォロー状況 (安全技術室 安全計画 G)</b></p>		
<p>前回の定期監査 (平成 18 年 5 月) において、下記の提言事項 (採否は任意) を提起した。安全計画 G においては、当該提言事項を前向きに捉えて、フォロー活動が実施されたことを確認した。下記に提言事項を再掲し、その下段にフォロー状況を付記しておく。</p>		
<p>■<b>提言事項 (役員等の教育)</b></p>		
<p>品質・保安会議運営要則において、当該会議運営とは直接に関係しない「役員等の教育」の条項が含まれている。本要則中への記載の要否、もしくは他の規定類への記載移管についての検討が望まれる。</p>		
<p>→検討の結果、役員等の教育計画が品質・保安会議で決裁されることに鑑みて、当該要則に記載しておくことの妥当性が確認された。更に、右記の要則の一部を改正して、「役員等の教育」の位置づけが明確にされた。</p>		<p>品質・保安会議運営要則 (要則安技室第 14 号-10)</p>
<p>提起した参考コメントを前向きに捉えたフォローが実施された。その活動を評価したい。</p>		
<p><b>2. 品質・保安会議に係る事項 (安全技術室 安全計画 G)</b></p>		
<p>安全技術室は品質・保安会議の事務局として機能している。 第 26 回 (平成 18 年 6 月 9 日) 及び第 28 回 (平成 18 年 10 月 10 日) の記録を閲覧したところ、出席者名簿を含め、必要十分な深みをもって議事内容が記述されている。第 27 回の会議は、その緊急性から持回り審議が適用され、平成 18 年 9 月 26 日～29 日にかけて電子メールによる審議が実施されたが、所定の会議メンバーからの回答エビデンスが整備され、集計結果に基づいて了承されている。この持ち回り審議内容及び審議結果は、次回 (第 28 回) の会議で報告されている。規定に従った適切な対応が行われていると判断できる。 なお、当該会議で提起された課題については、年度ごとのフォローリストを作成して管理していることを確認した。</p>		
<p><b>3. 品質保証計画書に基づく活動 (安全技術室 安全計画 G)</b></p>		
<p>安全技術室は、管理責任者である品質保証室長の統括の下で、品質保証計画書 (要則品証室第 1 号) に基づく諸活動を品質・保安会議の事務局の立場で担当している。当該計画書の要求事項の一つ (第 8.3 節) として、不適合管理に関する手順を右記の要領に定めていることを確認した。なお、過去 1 年間において安全計画 G が対処した不適合及び是正処置の発生はない。</p>		<p>品質・保安会議に係る 不適合管理要領 (要領安技室第 17 号-3)</p>
<p>(第三者監査所見)</p>		
<p>上記の監査範囲においては、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		

## 部門別の監査結果 (「室」部門 No. 2)

(1/2)

被監査部門	品質保証室 品質計画 G、品質監査 G、品質保証 G	備考
監査実施日	平成 18 年 11 月 20 日	(参照規定類、等)
(実地監査)		
<p><b>1. 品質保証連絡会 (品質保証室 品質計画 G)</b>  品質保証室の活動の一部として、品質保証規程 (規程第 38 号-13) に基づいた「品質保証連絡会」の事務局機能を品質計画 G が担っている。  会議録は必要十分な深みで記載され、会議で提起された課題のフォローも果たされている。</p> <p><b>2. 事業部・室間水平展開検討会 (品質保証室 品質計画 G)</b>  当該検討会は不適合、是正処置などに関して JNFL 全体で考える上で意義の高いものであり、その具体的な運営は右記の要則に定められている。品質計画 G が事務局機能を担っており、水平展開の要否に関する決定事項を「処置管理票」を用いて可視化する仕組みを自発的に構築している。優れた仕組みであるので、文書化しておく価値がある。</p> <p><b>3. 文書管理 (品質保証室 品質計画 G)</b>  品質計画 G は、品質保証規程 (規程第 85 号) の起草担当部門である。当該規程には、作成、審査、承認の記載欄が具備されていないが、その改善を行うべく、文書管理要領 (要領品証室第 2 号-3) を改正した。</p> <p><b>4. 内部品質監査 (品質保証室 品質監査 G)</b>  いわゆる本社組織が実施する内部品質監査の実施機能を品質監査 G が担っている。その活動状況を監査した。  平成 18 年度の内部監査計画書は平成 18 年 5 月 25 日付で発行されており、当該計画に従った監査実施が進行中である。本年度の注力方針の一つとして、社長が提起された「対外発出文書を対象にしたセルフチェックの仕組み作り」の対応度の監査が組み入れられている。</p> <p>内部監査では、提起した観察事項や提言事項に対する被監査部門の対応状況の把握管理が重要であるが、品質監査 G では右記の要則を改正して期限管理を導入したフォローを行っている。濃縮事業部及び一般管理部門の状況を抽出して閲覧したところ、数件の観察事項/提言事項に対して、いずれもタイムリーな処置方針の表明が実行されている。内部監査制度が適切に機能していると思われる。</p> <p><b>5. 品質保証マネジメント会議 (品質保証 G)</b></p> <p><b>6. 品質保証に係る顧問会 (品質保証 G)</b>  品質保証マネジメント会議は JNFL と協力会社のマネジメント層の意思疎通を目的として設置された会議体であり、年 2 回の開催が計画されている。前回 (第 5 回) は、平成 18 年 3 月 10 日に実施されており、この会議内容については、前回の監査で確認している。次回は、平成 18 年 12 月 21 日に開催が予定されていることから、その実施内容は次回監査で確認することとなる。  品質保証に係る顧問会は年 2 回の実施が計画されており、前回 (平成 18 年 3 月 6 日) 実施分は既に確認済みである。本顧問会の次回開催は、平成 18 年 12 月 7 日に予定されていることから、次回監査時の対象となる。</p>		<p>不適合等管理要則 (要則品証室第 4 号-5)</p> <p>内部監査要則 (要則品証室第 3 号-3)</p>

**7. 管理者レベルの連絡会 (品質保証 G)**

品質保証マネジメント会議が経営層間のコミュニケーションに重点を置いたものであるのに対し、より実務者レベルでのコミュニケーションの改善を図る目的で開催されるのが本会議体である。本連絡会は年4回のペースで開催が計画されており、前回の監査以降、第17回(平成18年5月23日)及び第18回(平成18年8月2日)の2回開催されている。

第17回の連絡会は、協力会社45社、及びJNFLの全事業部及び室から28名が参加し、開催されている。本会議では、協力会社との信頼関係の構築システムに係る右記の要則中に記載されているデータベース上に取りまとめられた協力会社からの意見・要望等に対するJNFL関係部署による処置結果についての報告も行われており、本連絡会の主目的である協力会社とのコミュニケーションの改善への取組みが着実に実施されていることを確認した。なお、協力会社からの要望事項は、リスト表に取りまとめられ、関連実施担当部門及び実施期限等も明記されており、適切な運用が行われていることを確認した。本件に係る良好事例として、従来、放射線管理上、放射線管理が関与する複数の事業部に対する同日作業は実施できない規定となっていたが、協力会社からの要望を取り入れ、放射線管理仕様書を改訂し、上述の作業を可能とした対応例を確認した。

第18回連絡会は、ヒューマンエラー防止を主テーマとし、参加者を関連部署に絞った会議態様で実施されている。これらの議事録及び資料は、会議終了後には関連部署に確実に配布されている。

協力会社からの意見・  
要望取扱い要則  
要則品証室第11号

**(第三者監査所見)**

上記の監査範囲においては、監査対象としたいずれも部門とも、品質システムは良好に機能していると判断する。

部門別の監査結果 (「室」部門 No. 3)

被監査部門	品質保証室 品質計画 G、品質保証 G	備考
監査実施日	平成 18 年 11 月 20 日	(参照規定類、等)
<p>(前回の提言事項のフォロー状況)</p> <p>前回の定期監査(平成 18 年 5 月)において、下記の提言事項(採否は任意)を提起した。品質保証室においては、当該提言事項を前向きに捉えて、フォロー活動が実施されたことを確認した。下記に提言事項を再掲し、その下段にフォロー状況を付記しておく。</p> <p>■提言事項：</p> <p>1) 品質保証室が所管する規定類の改正実施に際して、チェックリストを用い、各規定が有すべき事項に欠落がないかを確認しつつ、担当者及びその上位者が内容をダブルチェックする体制で実施されていることは、大いに評価できるものである。この活動をより効果的なものとするため、下記の事項の採用を検討されることが望まれる。</p> <p>①チェックシート項目への識別 No.等の付与 加筆・修正内容がどのチェック項目に該当するのかの明確化を図る。</p> <p>②マーカ色によるチェック者の識別 誰がどの箇所を加筆・修正したのかの明確化を図る。</p> <p>→本件は、品質保証室所管の規定類の改正に係る提言である。品質保証室においては、規定類の見直しは年度末に実施予定であり、その際に上記コメントを前向きに反映するとのことである。実施内容については、次回監査時に確認したい。</p> <p>2)顧問会メンバーからのアドバイスを取りまとめた対応リスト中への担当部署決定時において、検討事項実施完了期限記入の徹底により、実行状況のフォローアップがより容易になるものと考えられる。</p> <p>→提言した検討事項実施完了期限欄が追加された「第 6 回 品質保証に係る顧問会(H18.3.6)でのアドバイス・評価の有効活用」リストを用いた運用が行われていることを確認した。前向きな対応を評価する。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>提起した提言事項を前向きに捉えたフォローが実施された。その活動を評価したい。</p>		

平成 18 年度 第 2 回定期監査

部門別の監査結果 (「室」部門 No. 4)

被監査部門	品質保証室 品質保証 G、経営企画室	備考
監査実施日	平成 18 年 11 月 20 日	(参照規定類、等)
<p>(実地監査)</p> <p><b>1. ヒューマンエラー防止 小集団活動</b></p> <p>従来、小集団活動として拡大 Su21 サークル活動が実施されており、平成 18 年 3 月には第 1 回発表会が開催されるなど、着実に定着しつつあった。一方、アクティブ試験の実施過程においてヒューマンエラーによると考えられる放射性物質の体内取込み事象の発生を受け、県より小集団活動の主テーマをヒューマンエラーの防止とした活動の推進が要請された。これを受け、平成 18 年 7 月より、「ヒューマンエラー防止 小集団活動」が全社大で開始された。現在、大多数のサークルがヒューマンエラー等トラブル防止を図る活動テーマを選定し、改善活動を展開しているが、本活動に適したテーマを選定することが困難な部門では、従来の拡大 Su21 サークル活動が継続されている。これら両者の活動状況は、活動状況一覧表において把握されている。平成 18 年 11 月 15 日には、再処理事業部において、予選会が実施され、上位 3 チームが平成 18 年 12 月 18 日に開催予定の全社発表会(再処理：3 チーム、濃縮：1 チーム、埋設：1 チーム、室：2 チーム)に参加することとなっている。アクティブ試験が継続する中で、短期間に小集団活動チーム編成、テーマの選定、実活動及び発表会の実施に至ったことは、事務局及び各メンバーの努力に帰するところが大きく高く評価できる。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>上記の監査範囲において、改善事項に係る活動は継続して展開されており、良好に機能していると判断する。</p>		
<p>(提言事項)</p> <p>小集団活動の実施状況は従来の「拡大 Su21 サークル活動」及び「ヒューマンエラー防止 小集団活動」に係る活動状況一覧表において管理されているが、同一部署が両方の活動状況一覧表中に記載している。当該一覧表において、現在、どちらの活動が実施中であるかの識別を行うことが望まれる。</p>		

平成 18 年度 第 2 回定期監査

部門別の監査結果 (「室」部門 No.5)

被監査部門	品質保証室 品質保証 G 、経営企画室	備考
監査実施日	平成 18 年 11 月 20 日	(参照規定類、等)
<p>(前回の提言事項のフォロー状況)</p> <p>前回の定期監査 (平成 18 年 5 月) において、下記の提言事項 (採否は任意) を提起した。品質保証 G 及び経営企画室においては、当該提言事項を前向きに捉えて、フォロー活動が実施されたことを確認した。下記に提言事項を再掲し、その下段にフォロー状況を付記しておく。</p> <p>■提言事項：</p> <p>1) 小集団活動の発表会については、グループ数が多いことから、今後は事業部単位等での予選会等の開催 (成果報告の場) を検討されることが望まれる。</p> <p>→ヒューマンエラー防止のための小集団活動において、再処理事業部については予選会が実施されていることを確認した。速やかな対応を評価する。</p> <p>2) 科学的手法 (QC7つ道具等) 習得のための研修プログラムの設定</p> <p>→JNFL のイントラネット上に QC7 つ道具等の研修資料が掲載されていることを確認した。本資料が有効活用されることを期待する。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>提起した提言事項を前向きに捉えたフォローが実施された。その活動を評価したい。</p>		

## 部門別の監査結果 (「室」部門 No.6)

被監査部門	業務管理室 人事G、能力開発G、資材管理G	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成18年11月20日	
<p>(実地監査)</p> <p><b>1. 教育履歴管理システム (能力開発G)</b></p> <p>平成17年11月の教育規定の制定によって、教育理念、教育履歴管理システムの運用等が明文化され、全社大の教育システムが構築された。教育履歴管理システムの構築に関しては、その推進担当である能力開発Gが各事業部の意見を取り込みながら、全社大に適用可能なシステム構築に向けた活動を展開中である状況が観察された。具体的には、運用要則のドラフト起草、及びデータベース化のためのシステム改修作業の実施である。歴史の異なる各事業部の教育システムを一本化する意義は大きい反面、短絡的なシステム構築を行うと運用で混乱することを銘記の上、精力的な推進活動が継続されることを期待したい。当座の課題は、システムに登録する教育受講の「単位」について基本ルールを策定することであると思われる。</p> <p>なお、技能・技術認定制度については、各事業部にて取り組まれていることを確認済みである。</p> <p><b>2. プロパー社員の比率増と中核者への積極的登用 (人事G)</b></p> <p>「平成31年でプロパー社員比率90%」という長期達成目標に向けて有能な人材の採用活動が継続されている。これは、将来のJNFLの品質活動を担う人材の定着化を図るものである。</p> <p>ここ数年の新規定期採用は約40名/年で推移しているが、プロパー社員比率は、その分母となる社員総数によって左右される。特に、試験運転中である再処理事業部においては、当座の品質確保のための専門技術要員の強化に注力しなければならない事情があり、平成18年度末は、プロパー社員比率が目標未達となることが予測される。比率向上のために中途採用や転籍なども実施されているが、当初もくろんだ直線的比率増加は実現していない。</p> <p>15年間をにらんだ長期目標であるので、継続的な努力を期待することになる。いずれにしても、状況の変化に対応した方策検討をトップマネジメント層を含めた認知の下で継続することが肝要である。</p> <p><b>3. 品質保証体制の改善に向けた調達先管理 (資材管理G)</b></p> <p>調達先管理については、平成16年度以降、地元企業を含めた取引先管理のデータベース化に注力してきたが、平成18年度においては、2年ごとに実施する定期取引先調査の初回の更新時期を迎えた。</p> <p>当該更新は、調達先管理を的確に実施する観点から、最重要業務と位置づけて取り組み、取引先から新たに情報提供を求めたうえで評価を行い、11月には約360社の取引先管理のデータベースが更新されたことを確認した。</p> <p>(第三者監査所見)</p> <p>上記の監査範囲において、いずれの部門とも改善事項に係る活動が継続して展開されており、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		

## 部門別の監査結果 (「室」部門 No. 7)

被監査部門	考査室、広報・地域交流室	備考
監査実施日	平成18年11月21日	(参照規定類、等)
<p>(文書監査)</p> <p>ダイレクトライン制度の所管部門の変更に関連し、考査室に係る右記の規程を監査対象とした。現状の企業倫理情報取扱規程(規程第63号-1)の所管部門は経営企画室であることから、本箇所は考査室と読替えて適用されている。上記事項を含め、当該規程の改訂を検討中である。右記の規定類について、所管部署変更に伴う品質保証活動上の視点での危惧事項はない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 考査規程 規程第64号-1</li> <li>・ 企業倫理情報取扱 規程 規程第63号-1</li> </ul>
<p>(実地監査)</p> <p><b>1. <u>ダイレクトライン制度の運用 (考査室)</u></b></p> <p>上述した所管部門の変更手続きは、「ダイレクトライン運営チーム事務局の引継について(H18.8.9)」により、規定に従った処置が実施されている。</p> <p>「ダイレクトライン制度」は、品質保証体制の改善策の一つとして設定された活動であり、本制度の運用に際しては、情報提供者の保護、工場の安全操業に係る事案等についての公表及び調査結果のトップマネジメントへの報告の徹底が要求されている。「ダイレクトライン制度」の推進に関しては、社内の各所に当該制度に係るポスター掲示がなされており、JNFLならびに協力会社への周知徹底が図られている。</p> <p>前回監査以降の本制度に係る案件は、いずれも法令違反及び原子力安全に係る事項には該当しないものであった。</p>		
<p><b>2. <u>積極的な広報活動の推進 (広報・地域交流室)</u></b></p> <p>広報・地域交流室では社会に対するJNFLの事業活動の周知を目指し、さまざまなレベルへの広報活動が積極的に実施されている。アクティブ試験時に発生した放射性物質の体内取込みに係る問題の関連では当該事項への対応を取りまとめ、必要な活動が広報活動として取組まれた。その際の重要な視点は、1) JNFLは適切な品質システムを有しているとの理解を得ること、2) 今回の事象に関連して放射能に関する正確な理解提供の2点である。このような観点から、品質保証体制の改善策の一環として策定された「地域会議規程」に従い、平成18年度第1回地域会議(H18.9.4)が開催されている。また、平成18年8月～9月にかけて、恒例となっている平成18年度夏季ふれあい訪問が六ヶ所村を中心とした約3千数百戸に対して上記事項を含む説明訪問が行われ、住民の正しい状況把握に役立っている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広聴政策会議規程 規程第65号-1</li> <li>・ 地域会議規程 規程第66号-2</li> </ul>
<p><b>3. <u>組織体制の整備 (広報・地域交流室)</u></b></p> <p>広報活動には幅広い知識と経験を必要とすることから、広報・地域交流室内における異なった業務への異動、及び他部署からの人員の受入れ等を通じて、必要な人材を確保するとともに、組織体制の整備が実施されつつある。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>上記の監査範囲において、改善事項に係る活動は継続して展開されており、良好に機能していると判断する。</p>		
<p>(提言事項)</p> <p>広聴政策会議は、年4回程度開催することが規定されているが、実質は別の会議体において当該議事が行われている事例が観察された。このため、現在の規程を実情に合うように修正することが望まれる。</p>		

